

◇ 申告した税額が多すぎた場合は？

Q : 私は個人事業者です。期限内に所得税の確定申告を済ませましたが、その後、計算間違いをしていて税金を多く払いすぎたことに気が付きました。この場合、申告をやり直すことはできますか。

A : 申告をやり直すということはできませんが、更正の請求という手続きによって、払いすぎた税金の還付を受けることができます。

【解説】

税務では、所得金額や税額の計算に間違いがあったために、すでに申告・納付した税金が納めすぎだったという場合には、申告期限から1年以内であれば、税務署長に対し更正の請求という手続きをすることができます。

更正の請求をしますと、税務署で調査のうえ、所得金額や税額に誤りがあり、確かに納めすぎだったと認められる場合には、その納めすぎた税額を還付してくれることになっています。

なお、この更正の請求は申告期限から1年以内に限られていますので、手を忘れて還付が受けられないといったことにならないよう注意してください。

ちなみに、申告期限から1年を過ぎてしまった場合には、税務署長に対し、減額更正してくれるよう嘆願書を提出するという手もあります。ただし、これは更正の請求と違って法律で認められたものではありませんので、更正してもらえとは限りませんが、うまくいけば税金を返してくれる場合があります。

